

土壌汚染対策について

【1】土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策に関する部分)

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌汚染状況の把握や人の健康被害の防止に関する措置等を定めた「土壌汚染対策法」が、平成15年(2003年)2月15日に施行(平成30年(2018年)4月1日改正法施行)されました。

大阪府においては、土壌汚染対策法に加え府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康への影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が、平成16年(2004年)1月1日から施行(平成22年4月1日及び平成22年11月30日改正条例施行)されています。

【2】土壌汚染状況調査の対象となる土地

土壌汚染対策法において、土壌汚染状況調査の対象となる土地として、

- ① 有害物質使用特定施設等を廃止した土地
- ② 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地

が、規定されています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では上記以外に、

- ① 3,000㎡以上の敷地で、形質の変更をしようとする土地
- ② 有害物質使用特定施設等を設置している工場敷地で、形質の変更をしようとする土地
- ③ 有害物質使用届出施設等の使用が廃止された土地

が、対象となります。

【3】土壌汚染状況調査の調査対象物質

土壌汚染対策法による調査対象物質は、鉛、砒素、トリクロロエチレンなど26種類が規定されています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、ダイオキシン類が追加されて、27種類となっています。

【4】指定区域(府条例では管理区域)の指定・公示等

土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、その区域は指定区域(管理区域)として、指定・公示されます。指定区域(管理区域)内の土地については、土壌汚染により人の健康被害が生じる恐れがある場合には、汚染土壌の除去等の措置を講ずるよう命じられることがあります。

【5】その他

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 環境部 環境政策課 環境保全係

第一庁舎 5階 TEL 06-6858-2105